

## 平成 20 年度大磯町教育委員会第 4 回定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 7 月 23 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 00 分  
閉会時間 午前 11 時 30 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 石 塚 洋 委員長  
清 田 義 弘 委員長職務代理者  
澤 愛 子 委員  
原 田 義 彦 委員  
福 島 睦 恵 教育長  
二挺木 洋 二 教育次長  
林 正 人 学校教育課長  
和 田 勝 巳 生涯学習課長  
山 口 章 子 図書館長  
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査  
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 2 名

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

### 教育長報告

教育長) 私からは、6 月定例会が開催されました平成 20 年 6 月 18 日から本日まででの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

6 月 19 日、生沢分校運営協議会に出席いたしました。同日の午後、防犯安全対策推進委員会に出席いたしました。6 月 24 日、大磯町立学校 P T A 連絡協議会例会に出席いたしました。6 月 25 日、放課後子ども教室運営委

員会を開催し、委員 11 名を委嘱しました。その後、放課後子ども教室指導員・安全管理員研修会を開催し、28 名の参加がございました。同日、チャレンジ・フェスティバル運営委員会を開催し、「OISO チャレンジ・フェスティバル 2008」につきましては、大磯運動公園において 10 月 5 日（日）午前 10 時より開催されることと決定いたしました。7 月 1 日に大磯町文化祭運営委員会を開催し、「第 55 回おおいそ文化祭」につきましては、会場を公共施設に分散し開催することといたしました。実施の概要等につきましては、改めてご報告をさせていただきます。7 月 2 日、中地区教科用図書採択協議会及び教育委員会連絡会を開催し、平成 21 年度の小学校用教科図書について研究・検討いたしました。7 月 3 日、大磯町交通安全対策協議会に出席し、今年度も交通安全ポスターの応募を小学校へ、交通安全標語の応募を中学校へ依頼いたしました。7 月 6 日、海水浴場開きに出席いたしました。7 月 8 日、郷土資料館運営委員会を開催し、本年度の事業計画等についてご意見をいただきました。7 月 11 日、青少年健全育成連絡会を開催し、青少年の健全育成に関する各団体の活動状況や、諸問題について情報交換を行いました。7 月 12 日、大磯町姉妹都市協会高校生国際交流事業の歓送会に出席しました。今年度は高校生 2 名が、アメリカ合衆国オハイオ州デイトン市に派遣されました。明日、24 日出発予定でございます。諸行事の報告につきましては、以上でございます。なお、今後の予定につきましては裏面の「教育委員会執行予定表」をご参照ください。

## 議案 11 号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長） 学校教育課長の林でございます。平成 21 年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択につきまして、補足説明をさせていただきます。教育長の提案理由にもございましたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条の規定により、種目ごとに 1 種の教科用図書を採択するものでございます。この法律につきましては、資料の 3 ページに記載してございます。続きまして、教科用図書の採択に係るこれまでの経緯の概要につきまして、確認の意味で補足説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。まず、平成 20 年 3 月 26 日の教育委員会定例会におきまして、中地区教科用図書採択協議会設置要綱を制定し、採択の流れについてご理解をいただきました。この中で、「新たに文部科学省の検定を経た教科書がないこと、従って平成 16 年度に作成した調査研究資料を用いる予定であること、それゆえ今回は調査員を置かないこと、またこれらの簡略化措置については、文部科学省教科書課の見解によるものであること」等

を説明いたしました。その後、5月21日の第2回教育委員会定例会において、平成21年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について決定いたしました。それらを受け、中地区教科用図書採択協議会を7月2日に開催いたしました。協議会の前に、「教科書の定義について」、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律について」、「神奈川県採択方針とその詳細について」等の説明と確認を行いました。協議会では、中地区教科用図書採択協議会事務局が調査研究結果を報告・説明した後、教科用図書の共同調査研究結果と神奈川県教育委員会による教科用図書調査研究の結果をもとに、22名の協議委員に11種目について検討していただきました。説明資料3ページをご覧ください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項においては、「採択地区が2つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」と示されております。中地区は、これに該当することにより、7月2日に「中地区教育委員会連絡会」を設置し、中地区教科用図書採択協議会の協議内容を十分参考としながら、種目ごとに1種の方向性を決定するために協議いたしました。その結果が、本日の議案として提出されたものでございます。なお、その方向性についての各教科の一覧につきましては、別紙として添付させていただき、先ほど、議案の朗読がございましたが、再度、種目と発行社名を読み上げさせていただきます。

小学校教科用図書、国語の国語は「光村図書出版株式会社」。国語の書写は「光村図書出版株式会社」。社会の社会は「教育出版株式会社」。社会の地図は「株式会社 帝国書院」。算数の算数は「教育出版株式会社」。理科の理科は「株式会社 振興出版社啓林館」。生活の生活は「東京書籍株式会社」。音楽の音楽は「教育出版株式会社」。図画工作の図画工作は「日本文教出版株式会社」。家庭の家庭は「開隆堂出版株式会社」。体育の保健は「株式会社 光文書院」。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) ただいま、ご説明がありましたとおり、小学校で使用される教科用図書は、4月早々に各教育委員会が読み会いを行いました。7月2日に大磯・二宮の両町の関係者が一堂に会し、平成21年度小学校で使用する教科用図書の採択に関して各々の出版社ごとに様々な角度から意見をいただきました。両町の教育委員会連絡会において、協議会でいただきましたご意見を確認しながら、教科用図書の採択の方向性を決めました。本日は本定例会において、大磯町教育委員会としての採択をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、科目ごとに採択を行っていきます。まず国語の「国語」ですが、中地区教育委員会連絡会では、光村図書出版株式会社が採択の方向性として示されております。この点についてご意見をいただきたいと思えます。

清田委員) 協議会で色々なご意見がありました。光村の教科書が良いのではないかと  
との意見が多くありましたが、私も同意見です。光村の教科書は、長めの  
教材ですが、子どもたちの心に染み渡るような題材を扱っていると思いま  
す。また、言語・言葉や表現力につきましても指導し易く、現場教師から  
の声も好評であります。さらに、日本の伝統についてももしっかり記載され  
ておりよろしいと思えます。

教育長) 協議会での光村の教科書に対する委員の発言で「上品」である、「薰り高  
い」との言葉が大変印象に残っております。光村の文学教材は各学年に配  
置されておりますが、子どもの感性を豊にする内容になっていると思いま  
す。したがって、光村が採択されることでよろしいと考えます。

委員長) それでは、その他のご意見がなければ、光村図書出版株式会社を採択し  
たいと思えますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) それでは、大磯町教育委員会として、国語の「国語」においては光村図  
書出版株式会社を採択することとします。

次に、国語の「書写」に移ります。中地区教育委員会連絡会では、光村  
図書出版株式会社との方向性が出ておりますが、いかがでしょうか。

原田委員) 「書写」を国語の一部と考えると、「国語」の教科書と関連付けの観点か  
ら光村が採択されるのは自然であると考えます。また、光村の教科書から  
は、文字の基本である平仮名をきちんと子どもたちに学ばせたいという方  
針が読み取れ、適切であると思えます。

清田委員) 原田委員がおっしゃったように光村の「書写」は平仮名を大事にしてお  
り、1年生は文字を指でなぞることから始め、3年生以上になると学習の  
目当てが明確化されている点も光村の良い点であります。

教育長) 光村は鉛筆の持ち方や姿勢など、入門期に重きをおいております。

委員長) それでは、その他のご意見がなければ、光村図書出版株式会社を採択し  
たいと思えますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 大磯町教育委員会としては、国語の「書写」については、光村図書出版  
株式会社を採択することとします。

つづきまして、社会の「社会」に移りたいと思えます。中地区教育委員  
会連絡会においては、教育出版株式会社との方向性が示されておりますが、  
いかがでしょうか。

原田委員) 社会科という科目は、小学校1・2年は生活、3～6年生が社会となり  
ます。生活とは、日常の生活において身の回りにつながる様々な現象を実

際に捉えることに特徴があります。また、3・4年が社会科の出発点ですが、身の回りのことから地域へ発展する流れとなっており、特に3・4年の教科書では地域との関わりが重要になっております。その点、教育出版の教材は小田原や横浜等を取上げるなど、神奈川県を中心に扱っています。3・4年生の教科書の260ページ中108ページを、つまり教科書の半分近くが神奈川県を題材にしております。それに対しその他の出版会社については京都・姫路・岡山等を取上げることが特徴です。身の回りの事から学習していく観点に立ちますと、神奈川県に位置する中地区においては教育出版の教科書がよろしいかと思えます。

澤委員) 「社会」は出版社によって特色に差が出る教科書かもしれません。地域を学習することがどれほど重要性をもつのかはよくわかりませんが、親しみやすさという点において、教育出版を採択することに異存はありません。

清田委員) 「社会」の教科書はひとつの資料となります。資料をいかに読み取るか、活用するか、という点はとても重要となります。教育出版の教科書における資料は量的にも十分あり、見やすさの点でも良いと考えます。

教育長) 教育出版の「学びの手引き」からは、問題解決型の学習を丁寧に扱っている印象を受けました。問題解決に向けて、資料の取扱いや読み取りの方法等についても明記してあるのが教育出版であると思えます。

委員長) それでは、その他のご意見がなければ、教育出版株式会社を採択したいと思えますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 大磯町教育委員会としては、社会の「社会」については、教育出版株式会社を採択することとします。

続きまして、社会の「地図」に移ります。中地区教育委員会連絡会では、株式会社帝国書院で方向性が出ていますが、いかがでしょうか。

澤委員) 社会科において地図というものは、国語における辞書のようなものであると考えます。より標準的で長年使用され続け、世間で認められているもの。また、家族でも使用できるものである点で、帝国書院でよろしいと思えます。

清田委員) 統計資料も豊富に用意されておりよろしいと思えます。

委員長) それでは、その他のご意見がなければ、株式会社帝国書院を採択したいと思えますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 大磯町教育委員会として、社会の「地図」については、株式会社帝国書院を採択することとします。

次に算数の「算数」を検討したいと思えます。中地区教育委員会連絡会では教育出版株式会社ということで方向性が出ていますが、いかがでしょうか。

清田委員) 「算数」の教育出版の場合、算数的活動が多様に扱われており、基礎基

本もしっかりした丁寧な指導となっていると思います。また、数学的な思考をしっかり身に付けられるものとなっており、私は教育出版でよろしいと考えます。

澤委員) 中学校で数学嫌いになる根本的な原因をつきつめると、小学校4年生あたりの躓きにあるということをよく聞きます。教育出版はその点をよく理解し、基礎基本を大切にし、問題点を解決する術を心得た上で作成されている教科用図書であると思います。

委員長) ご異論がなければ、教育出版株式会社を採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 大磯町教育委員会として、算数の「算数」については、教育出版株式会社を採択することとします。

続きまして理科の「理科」に移りたいと思います。中地区教育委員会連絡会では、株式会社振興出版社啓林館が方向性として提示されていますが、いかがでしょうか。

原田委員) 啓林館は、全体的に学習内容が詳細に説明されており、特に理科分野で功績のある人物説明が詳細である等の特徴があります。また、実験・体験を通して学習することに重点を置き、子どもが興味・関心をもち主体的に学習を進められるよう作成されている教科書であると思います。

清田委員) 「理科」の場合、教科書に記載されているからというだけで終わるのではなく、実験を通して実際に体験し理解するということが大切だと思います。その点で啓林館の教科書は、実験をしっかり行う方向性が打出されている点が良いと思います。また実験用具の使用方法についてですが、安全性に重点を置いた内容となっていると考えます。

教育長) 啓林館は学習の導入部分に力を入れて教科書を作成し、子どもが興味・関心をもって主体的に学習に取り組むことができるよう工夫されていると考えます。

委員長) それでは、その他のご意見がなければ、株式会社振興出版社啓林館を採択したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) それでは、大磯町教育委員会として、理科の「理科」については、株式会社振興出版社啓林館を採択することとします。

次に生活の「生活」について検討します。中地区教育委員会連絡会では、東京書籍株式会社ということで方向性が出ておりますが、いかがでしょうか。

澤委員) 「生活」は、「社会」・「理科」を1年生の初めから学ぶのではなく、その前段階として生活を置くことで円滑な学習を図る意図で設定されている教科であると思います。「生活」は出版社が8社あり今回の採択の中では一番多い訳ですが、東京書籍の教科用図書は他社に比べ、低学年の子どもに媚

びるような表現が少ないように感じられました。また、他の生き物の存在を気づかせるなど子どもに関心を持たせる点、最近の子どもたちが苦手なコミュニケーションを重視している点に教科書としての主張を感じられました。

委員長) その他のご意見がなければ、東京書籍株式会社を採択したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) それでは、大磯町教育委員会として、生活の「生活」については東京書籍株式会社を採択することとします。

次に、音楽の「音楽」を検討したいと思います。中地区教育委員会連絡会では、教育出版株式会社ということで方向性が出ていますが、いかがでしょうか。

澤委員) 教育出版に方向付けされた理由としては、全体的にかなりの学習内容を網羅しているが、負担を感じられないようなつくりになっている点、歌ったり楽器を演奏したりするだけでなく、音楽発生の原点である、身体表現やリズムで表現する点を扱うなど内容の濃いものとなっている点。また、各学年の共通の歌を載せることで各学年と一緒に学習できる点が挙げられると思います。

清田委員) 日本だけでなく世界の音楽に内容が広がっており、豊かな情操教育のねらいをもっていることも特徴の1つであると思います。

教育長) 重複しますが、世界の音楽を取り入れる一方で、日本の祭や民謡、伝統的な歌も取上げている点も教育出版の特色であると思います。

委員長) それでは、その他のご意見がなければ、教育出版株式会社を採択したいと思います。いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) それでは、大磯町教育委員会として、音楽の「音楽」については教育出版株式会社を採択することとします。

次に、図画工作の「図画工作」を検討します。中地区教育委員会連絡会では、日本文教出版株式会社ということで方向性が出ておりますが、いかがでしょうか。

澤委員) 3社中2社に好感を持ってました。一方は、子どもが親しみやすいよう、子どもの作品を中心に作成され、もう一方は、デザイン的でプロの作品が多く、現在活躍されている芸術家からのメッセージが掲載されているなど大人からみて興味深いものとなっていると思います。絵を描くだけでなく、広い意味の図画工作を目標とし、先生方も使いやすいということで前者に当たる日文がよろしいかと思ひます。

教育長) 日文では、刃物の扱い方など安全面についてももしっかり扱われており良いと思います。

委員長) その他ご意見がなければ、日本文教出版株式会社を採択したいと思います。

すが、いかがでしょうか。

各委員)

異議なし。

委員長)

それでは、大磯町教育委員会として、図画工作の「図画工作」については、日本文教出版株式会社を採択することとします。

続きまして、家庭の「家庭」について検討します。中地区教育委員会連絡会では、開隆堂出版株式会社ということで方向性が出ていますが、いかがでしょうか。

澤委員)

コンパクトでありながら段取りが丁寧に記されており、読めば自分で取り組める点、内容についても環境問題へも言及されている点が開隆堂の良いところだと考えます。

教育長)

協議会でも出ていましたが、手順がわかりやすく丁寧に記され自主的に取り組むことができ、苦手意識をもつ子どもも使いやすいものになっていると思います。

清田委員)

包丁やミシンの使用など安全面についてもしっかり扱われていると思います。

委員長)

その他のご意見がなければ、開隆堂出版株式会社を採用したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員)

異議なし。

委員長)

大磯町教育委員会としては、家庭の「家庭」については開隆堂出版株式会社を採択することとします。

次に、体育の「保健」について検討します。中地区教育委員会連絡会では株式会社光文書院ということで方向性が出ていますが、ご意見を頂戴したいと思います。

澤委員)

保健の学習内容は、現実社会で生きていくためには社会的背景も大きく関係しています。例えば、薬物乱用問題など昔でしたら小学校で学習する必要がなかったものまで扱わざるを得ない状況にあると思います。正確な情報を伝えることを大切にしている点で光文書院は良いと考えます。

清田委員)

人間の成長や身体についてしっかり扱われている点、また、薬物乱用に対する知識だけでなく、禁止薬物の使用はいけないことだというメッセージが前面に出ている点が良いと思います。

原田委員)

光文はチェック欄が多く用意されているなど、子どもたちが主体的に問題解決に取り組めるようになっており良いと思います。

委員長)

それでは、その他のご意見がなければ、株式会社光文書院を採択したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員)

異議なし。

委員長)

大磯町教育委員会として、体育の「保健」については株式会社光文書院を採択することとします。

11 科目の採択にあたり、ご意見をいただきましてありがとうございました。最後に全科目の採択を確認します。



国語の「国語」は、光村図書出版株式会社。国語の「書写」は、光村図書出版株式会社。社会の「社会」は、教育出版株式会社。社会の「地図」は、株式会社帝国書院。算数の「算数」は、教育出版株式会社。理科の「理科」は、株式会社振興出版社啓林館。生活の「生活」は、東京書籍株式会社。音楽の「音楽」は、教育出版株式会社。図画工作の「図画工作」は、日本文教出版株式会社。家庭の「家庭」は、開隆堂出版株式会社。体育の「保健」は、株式会社光文書院を平成 21 年度大磯町立小学校で使用する教科用図書として採択いたします。

澤委員) 確認ですが、今年の教科用図書の採択は、本来 4 年に 1 回改定したものを採択する訳ですが、学習指導要領が 2 年後に改訂されるということで、今回教科用図書の改定が無かったため、前回採択したものを再度協議し採択するということであったと思います。私は 4 年前に教科用図書の採択を経験させていただきましたが、4 年前に中地区で採択されたものが今回も同様に採択されました。大磯町教育委員会としては、前回の採択時に十分議論したのだから、そのまま良いという安易な考えで採択した訳ではなく、再度協議して採択した点を確認しておきたいと思います。

原田委員) 結果的には 4 年前に採択した教科書と同じ採択結果ということになりますが、4 年経過した中で今回採択された教科用図書について、現場の教員が授業を行うにあたって、あるいは子供たちが授業を受けるにあたって、問題点等があったのかどうかを確認させていただきたいと思います。

学校教育課長) 現場の教師や子どもたちからは、ただいまご質問ありましたような話は聞いておりません。

清田委員) 教科書を教えるのではなく、教科書で教える点が大切です。あと 2 年間同様の教科書を使用するので、これまで使用してきた教科書で培ってきた指導の経験を大切にさせていただきたいと思います。

委員長) 11 科目の教科書を見せていただきまして、地球環境保全が重要度を増していると考えます。地下資源の有効活用や 3 R (reuse, reduce, recycle) に取り組むためには技術的にも高いレベルのものが求められるわけであり、理科において大きく取り扱われているのかと思いましたが、ほとんど記載がなく、社会科で 2 ページにわたって記載されておりました。現在の指導要領では特に地球環境保全に対しては言及がないということですが、今後地球環境保全に対する重要度が増すことは明らかであり、物を大切にするという意識を小さい頃から培うことが必要だと思えます。

教育長) 環境問題については、現行の指導要領には記載がないわけですが、町立の小・中学校では総合的な学習の時間等で、その時々課題を扱っております。

委員長) それでは、4 月以降長時間に亘りこの採択にあたりまして貴重なご意見等いただき、ありがとうございました。大磯町教育委員会では、平成 21 年度大磯町立小学校で使用する教科用図書を以上のように採択いたします。

## 議案第 12 号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 平成 21 年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択につきまして、補足説明をさせていただきます。教育長の提案理由にもございましたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものでございます。この法律につきましては、説明資料 2 ページに記載してございますが、政令で定める期間とは、説明資料 3 ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条にございますように、「同一の教科用図書を採択する期間は、4 年とする」となっております。平成 21 年度に使用する中学校教科用図書につきましては、今年度は、採択替えの年度ではございませんので、昨年度と同様、別紙のとおり採択していただきたくお願いいたします。ただし、不測の事態、例えば採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限り採択替えをすることになりますが、現時点では、不測の事態等は報告されておられません。尚、中学校につきましては、来年度が採択替えの年度となります。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) ただ今、事務局よりご説明がありましたとおり、中学校教科用図書については来年度採択替ということですので、特に問題はないかと思いますが、ご意見がありましたらお願いいたします。

清田委員) 今まで使用されてきた中で、現場の先生方から問題点等が挙げられていないようでしたら、私は変更する必要はないと思います。

学校教育課長) 小学校の場合と同様に中学校の教科用図書についても、様々な場面で学校訪問させていただいておりますが、特に問題点等について聞いたことはありません。

原田委員) このままで私は良いと考えておりますが、次回の採択年は平成 21 年度となり、21 年度については新しい学習指導要領に基づいた教科用図書ということになるのでしょうか。

学校教育課長) 今年度の小学校の採択替えと同様に、2 年間の教科用図書の採択を行っていただきます。新たな認定教科用図書の無い中で 4 年前の報告書を活用しながら協議をしていただくこととなります。

委員長) 改訂版の教科書は 24 年度なので、22 年度 23 年度は同じ教科用図書になる可能性が大いにあるということですね。

学校教育課長) 協議会を開いていただいて、今回の小学校の場合と同様に採択が承認される必要になります。

原田委員) 竹島の問題等は 24 年度の教科用図書に反映されるのですか。

学校教育課長) それについては、新しい指導要領の解説書に関係することですので、新しい指導要領に基づいて作成された新しい教科用図書ということになります。

澤委員) 毎年のことですので特に問題がなければ結構です。

教育長) 採択替えは来年度であり、特に問題はありませので、このままで良いと考えます。

委員長) ご質問等は、よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第 12 号について原案のとおり採択したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 12 号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」は原案どおり承認いたします。

## 協議事項第 1 号 大磯町行政機構改革 (案) について

教育次長) お手元の資料に基づきまして、説明させていただきます。大磯町行政機構の変更につきましては、昨年度より町長の公約として 1 年間検討してまいりました。町長は公約のなかで子育てに関する事業を学校教育課に異動することを掲げております。教育委員会事務局としても先進地である、静岡県清水町を視察いたしまして、教育委員へ状況を報告させていただきました。今年度に入りまして、ある程度の組織の骨子がはっきりしてきましたので、本日は第 1 回ということで機構改革 (案) の骨子についてご説明させていただきます。

機構改革の基本方針についてですが、組織規模の適正化と町民の目線に立った組織改革の 2 点に分かれます。

まず、組織規模の適正化についてご説明いたします。現在、定員適正化計画が実施されております。定員適正化計画とは、職員の定員を 10% 削減し、280 名ほどいた職員を最終的な目標として 260 名ほどにするものです。職員の削減を行っている中で、現在の機構では、職員が適正に配置することが難しい状況になってきています。例えば、現在、班制を採用しておりますが、班員が 1 人ないし 2 人の班もあり、組織の細分化を行うことが大きな意義となります。具体的な方針としては、部長制の廃止、課・班の統合の 2 点からピラミッド型の組織をフラット化させることとなります。

次に、町民の目線に立った組織改革ですが、これは教育委員会が大きく関係する部分です。子育て支援については文部科学省と厚生労働省の管轄が入り混じっており二極化しています。町としては子育て支援を総合的所

管する組織を設置することを方針としております。2点目は、スポーツ振興体制の強化ということで、社会体育については長年教育委員会で行われてきたところですが、健康づくりの観点を加味した推進を目指すということで新しい部署を設置し、1つにまとめることが方針となっております。3点目は、防災体制の強化ということで、地域協働課に防災担当がございいますが、防災担当を総務課に置き、相対的な指示を出したいということで改革するものです。4点目としては、重要政策を推進し、課題解決を行う組織を設置する方針となっております。このような4つの重要項目がござい

ます。

(3)の機構改革の推進体制ということで、企画・総務・財政部門で専門部会を設置し機構改革案を調査研究し、行政改革推進委員会では外部委員に協議してもらい機関です。行政改革推進本部は内部の部長クラスの町における最終的な決定機関となります。専門部会において研究されたものが行政改革推進本部で練られ町としての決定が出され、その決定に基づき行政改革推進委員に投げかけをする体制となっております。

次に3ページ目に移りまして、4ページ以降の詳細な機構図案を参考にお聞きいただければと思います。町長部局の方ですが現在の4部14課31班の組織を10課5室29担当に再編成する案が出されています。教育委員会の組織としますと、1部4課体制ですが、2課1室6担当という組織案が出されています。②～⑤につきましては、先程ご説明したとおりです。⑥の具体的な名称変更についてご説明します。現在「福祉課」と「子育て介護課」という課がございいますが、重複している部分があることから、「健康福祉課」に名称を変更します。「都市整備課」は、整備部門にあたりますが、都市計画部門と混同してしまうということで「建設課」へ名称変更し、都市計画部門の「まちづくり課」を表現が抽象的であるので「都市計画課」へ名称変更するということです。また、行政の都合により町民の利便性、合理性を優先するというので、地域の緊急課題に早急に対処する「すぐやる室」の設置、収納業務を取りまとめた「収納対策室」の設置、子育て支援業務を「子ども育成課」へ統合、保険業務を一括して「健康福祉課」へ集約、企画と生涯学習課に分かれていた芸術文化業務を「生涯学習課」へ集約を考えております。4ページ以降の機構図案ですが、教育委員会関連をご説明しますと、4ページ中段の「健康福祉課」がございいますが、「健康づくり推進室」の「スポーツ振興担当」が設けられ、現在の生涯学習課スポーツ班が移ることになります。5ページの教育委員会の部分では、2課体制ということで「子ども育成課」と「生涯学習課」が設置されます。「子ども育成課」につきましては、現在の学校教育課の業務内容に加えて、子育て介護課の子育て支援班と幼稚園等の業務を統合した「子育て支援室」が設けられます。総務・施設・指導関係につきましては、子ども育成課となります。次に「生涯学習課」ですが、現体制では郷土資料館、図書館は

課付けになっておりますが、新体制では「郷土資料館担当」、「図書館担当」となります。郷土資料館長、図書館長という名称は残ると思いますが、課体制ではなくなります。また、大磯幼稚園北側のふれあい会館は、現在のところ福祉課の管轄となっておりますが、本改革によって生涯学習課へ施設管理・運営が移ることとなります。そして、旧吉田邸の保存活用についても生涯学習課の新たな管轄となっております。以上、簡単ではありますが、機構改革案についてのご説明を終わらせていただきたいと思います。

(質疑応答)

委員長) 行政機構改革は、町長の公約でありますので、最重要案件となるかと思えます。本日は、第1回目ということで皆様より各方面から見た意見をいただき、これから協議を重ねていきたいと思えます。現町長が就任してから2年になろうとしている訳ですが、ここで行政機構改革の案が提出されるのは遅いのでは、という思いもありますが、叩き台が出来ましたので教育委員会としての意見を出していきたいと考えております。

澤委員) 基本的な質問ですが、大磯町の機構改革ということで機構としては大きく町部局と教育委員会に分かれると思えます。最終的には教育委員会として付議しなければいけない訳ですが、それは教育委員会に関係する部分のみと考えればよいのですか。また、教育委員会関係部分を付議するにあたり、前提として機構改革の全体像に触れる必要があると思えますが、これについては町部局の部分についてもご質問してよろしいのでしょうか。

教育次長) 付議についてですが、機構改革を行うにあたり教育委員会の規則等の変更をする必要がございますので、定例会において承認をいただく必要がございます。本日は第1回目ということで、機構改革の全体をとおしての質問でも結構ですが、町部局と調整して回答をさせていただくこともあるかと思えます。

委員長) では、本日は第1回目なので全体にわたる意見も含めて、出していただくということでお願いしたいと思えます。

澤委員) 本日が1回目ということですが、最終的な決定の時期はいつ頃になって、町で決定したものが教育委員会へ降りてくると言うような、全体の流れはどのようになるのですか。

教育次長) 最終的には12月の議会で部等の設置条例を廃止して、課等の設置条例を上程するスケジュールかと思えます。教育委員会としては、付議は10月の定例会が最終になると思えます。本日、資料をお出ししましたが議会への説明は8月の協議会で行う予定です。教育委員会としても今回の機構改革に関係する部分が多くありますので、町に承諾を得まして本日先に出ささせていただきました。また、案が固まる前に何回かご意見をお伺いし、反映させていきたいと考えております。

委員長) 今、説明がありましたとおり教育委員会としては、10月の定例会までに

考え方をまとめて行きたいと思いますので、必要に応じて日を改めて十分協議をいただこうと考えております。

澤委員) 教育委員会の中身に入る前に町としては改善をするために機構改革を行う訳ですが、経済効果等を多分に謳っておりますが人件費や配置人数等の改善される具体的な数値が大切な資料だと思いますので提示していただきたいと思います。また、教育委員会関係もこれだけ変更があると、予算的にも変更等があると思われませんが、子育て支援や生涯学習の予算等の資料も必要になると思います。

教育次長) 本日は機構改革に伴う経済効果等の資料はないのですが、人件費については事前に財政健全化計画の中で示されているところです。配置人数については、もう少し先に示されると思います。今回はこの様な組織で良いのかということでお示ししました。また予算については、組織が変わっても子育て支援の児童福祉費はそのまま教育費に入ることではないと思います。生涯学習については、一部については研究中ですが、福祉の部門の事務について委任事務で受けるのか、補助執行事務で受けるのかということ、補助執行事務ということだと予算はそのままとなります。スポーツ関連については法改正があり、教育委員会が行わなくても良いということになりました。条例を課等の設置条例で現行の福祉課の所掌事務としてスポーツの振興に関することということで明記いたしますので、教育委員会が町へ委任するのではなく、町の事務になります。生涯学習課スポーツ班の予算は、もしかしたら教育費から外れる場合がありますが、子育て支援課の児童福祉費については現状のままであると思います。

委員長) 大きな括りとしては、体力増進と知力増進に分けても良いかと思えます。体力増進はスポーツ振興の分野で教育委員会から離れて、教育委員会は知力増進に特化する考えも良いと思います。義務教育では、幼稚園を含めて小学校・中学校においては体育がありマイナスには出来ないもので、基礎体力は培わなくてはならないと思います。町民のスポーツ振興という側面では、教育委員会と分けても良いと思います。

清田委員) 基本方針としてはこれで良いと思います。ただ、人員削減のなかで各班に人を割り振った場合、ある程度人員を確保しないと動きが鈍くなる恐れもあります。人員削減による財政健全化と事務の効率化との兼ね合いが大事であると考えます。少子化対策についてですが、これは非常に大きな問題であり、教育委員会の中でだけで取り組むことが良いのだろうかと思えます。

原田委員) 全体的な部分の質問ですが、組織規模の適正化が最大の課題となっておりますが、適正規模とは何を基準にしているのでしょうか。行政の業務につきましては行政管理業務、住民サービス業務、あるいは公共事業というかごみ収集のような現業等が考えられますが、それぞれの業務においてどの程度の人員が必要なのか把握することで、目標人員数の設定ができると思

うのです。また、もう一方では一部の業務を課ごと民間委託や指定管理者等を考えていくことで、現在に対してどれだけの経済効果があるのかを積算した上で、結論が出てくるのかと思います。単純に部を廃止して14課から10課に変更して現在の住民サービス業務が遂行できるのかという点が一番心配です。やはり行政がやるべきことは、やらなければならないし、できる部分とできない部分があると思います。

委員長) 行政改革はトップダウンで行わなければ実行できないと思います。専門部会、行政改革推進本部を設置したりしていると、寄り集まりのなれ合いとなってなかなか進展しないと思います。企画室が主導で、例えば、「町民の目線に立った組織機構」ということですから、住民サービスは落とさずに人件費を何パーセント削減できるのかなど、逆算していかに最小限度の組織を保つかを考慮し進めることが必要だと思いました。基本的には義務教育は地方分権が進んでも国が行うものですので、町の財政に左右されるようなことがないような仕組みを造っていただきたい。子育てについては、教育委員会で行うというのは一つの方向だと思います。教育問題を考えても親や家庭に責任があると思われることがあります。子育て段階から教育委員会がサポートできれば良いのかと思います。

澤委員) 子育て支援を教育委員会にまとめるということですが、現行の組織では保育園、幼稚園、学童保育などに矛盾があると考えます。小さい自治体は、実状に合わせて業務を行うべきだと思いますので、この矛盾をどう改善するのか具体的な案を提示して欲しいです。また、統合される業務部分だけでなく、義務教育という従来の責務も軽視せず、進めていただきたいです。スポーツ関係が健康福祉に移ることは、法改正によって認められているということですので、結構だと思います。そうすると、スポーツは町に、文化は教育委員会にという形で認識できるかと思います。文化を扱うのが生涯学習課であるとするならば、「生涯学習課」という名称はその役割全てを表現していないと思います。業務の内容から判断しますと「文化課」というような名称であるべきだと思います。また、旧吉田邸保存活用が生涯学習課の所管になるにあたって、責任がございまして教育委員が内容を把握していない訳にはいきませんので、勉強をする必要があると思います。ある程度の事業の見通しをもっていなければ、旧吉田邸保存活用を引き受けてしまっただけではいけないと考えます。

原田委員) 組織の名称は、教育委員会の内容に収まるものではなく機構改革の全体に係る問題です。私も「子ども育成課」という名称は適切なのか疑問があるところで、「教育委員会管理課」「教育委員会業務課」という呼び名になるのではと思ってはいるのです。しかし、名称についての問題に踏み込むと、きりがなくなってしまうと思います。

委員長) 澤委員は、旧吉田邸保存活用という規模も内容もわかっていない事業が、教育委員会の所管になることが大変だというご心配ですか。

- 澤委員) それもありますが、今までの生涯学習という意味合いは狭義のものであったと思いますが、文化の側面が入ることになりますと生涯学習という表現では表しきれないと考えます。町の中で文化担当箇所が生涯学習課しかないという話でしたので、文化的側面を表現した名称を考えていただきたいと思うのです。大磯町は大きな産業も無く、この点は後々問題が生じるのではないかと思います。
- 委員長) 観光振興はどの課が行うことになるのですか。
- 澤委員) 環境経済課です。しかし、組織図の説明からは、文化的側面の事業の取組みが読み取れません。名称を明確化すべきです。
- 原田委員) 旧吉田邸については、現在の郷土資料館と同じような扱いになるのではないのでしょうか。
- 澤委員) 事業の内容が良く分かっていないので勉強しなければなりませんし、課の名称についても考えていただければと思います。また、「子ども育成課」という名称も抵抗があります。
- 委員長) 生涯学習担当、郷土資料担当、図書担当の後に「文化担当」のような担当を設ける必要があるのかも知れませんね。類似点として気になるのは、「すぐやる室」です。「すぐやる課」というのは、30年ほど前に千葉県松戸市で市長直轄の部署として行われました。大磯町の場合、「すぐやる室」は町長直轄ではないということで勢いが違います。町民の目線に立つのであれば、町民課の下部組織とするのではなく、町長直轄にするべきだと思います。
- 原田委員) 「すぐやる室」が町民課の下にあるということは、他課の業務にまたがる問題が出てきた場合、調整する必要がでてきて、迅速に行動することが妨げられるのではないのでしょうか。
- 澤委員) 組織のフラット化を目指すというのは、20年ほど前に流行りました。民間企業ではもう既に死語になっているように思います。ここでいうフラット化とはいかなるものを明確にして欲しいと思います。また、部長制が廃止され、フラット化することによって、行政が適切に機能するかどうか組織中枢の動向によって左右される体制となるような気がします。
- 委員長) フラット化が流行らなくなったのは、責任の所在が不明確になるからです。業務の進展は各部署のリーダーの資質に左右される部分が多いという点からも流行らなくなった理由と考えられます。
- 原田委員) 10人を管理するのはコントロール・スパンの範囲内ですが、上位職者が1人で10人の課長を管理するのは大変な事だと思います。
- 委員長) 部長制が廃止されると、部長の役職についていた職員はどうなるのか、心配な部分があります。
- 原田委員) 当初、提案されていましたが補佐官の存在等が、この機構改革組織図からは読み取れませんね。
- 委員長) 申し訳ないのですが、そろそろお時間が迫っております。他に何かありま



せんか。

清田委員) チャレンジ・フェスティバルは健康福祉課の担当となると思うのですが、部活動や現在検討している学校水泳等はどうなるのでしょうか。

教育次長) 学校関係のスポーツについては、教育委員会で行うと思いますが、学校を一步出たスポーツについては健康福祉課へ移ることになると思います。プール検討については、今年度中に結論を出したいと考えておりますが、生沢プールのような社会体育的なプールですと健康福祉課の、学校プールですと教育委員会の管轄となると思われます。逆に子育て介護課で進めている子育て支援センターについては、教育委員会の管轄となると考えます。

委員長) 大変申し訳ありませんが、時間の関係で本日の協議については打ち切らせていただきます。機構改革については、もう一度資料を熟読させていただき、定例会と定例会の合間に時間がつくれば協議を重ねたいと思います。

## 報告事項第1号 開館20周年記念展について

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。

報告事項第1号ですが、郷土資料館につきましては、昭和63年10月25日の開館以来、本年で開館20周年の節目を迎えることから、記念展を開催することとしていますので、開催の概要をご報告いたします。

当館は「大磯の丘陵と海」をテーマに、多くの方のご利用をいただいております。開館後の累計利用客数は約65万人となっております。開館20周年の記念事業といたしましては、今年度実施する企画展示につきまして、「開館20周年記念展」の冠を付して事業全体に統一感を出してまいります。郷土資料館所蔵の資料や情報は、県内でも屈指の質と量を誇っていますが、これは何よりも開館以来20年にわたり、多くの方々からご理解とご協力をいただいております。そのため、ご提供いただいた資料をいくつかの大きな成果（コレクション）とみなし、合わせてコレクションが当地域の環境・文化の指標として極めて重要な役割を担っていることを広くアピールすることを趣旨としています。

展示の統一タイトルは「開館20周年記念展（2008～2009）『Collectibles Oiso』」とし、収集資料のうち、当館の「目玉」となる特徴あるテーマとして、「記憶の大磯」、「生命の大磯」、「装いの大磯」の3つを選定し、20年という地道な活動の積み重ねを披露する機会として取り組んでまいります。

「Collection 1—記憶の大磯—」につきましては、今週末の7月26日から9月15日までの期間、貴重な絵はがきのコレクションを「1,000枚の情景」として開催してまいります。なお、「Collection 2—生命の大磯—」につきましては11月15日より、「Collection 3—装いの大磯—」につきましては

は2月11日より開催予定としております。詳細につきましては、本日お手元に配布いたしました図録をご参照いただきたいと思います。なお、図録につきましては、3回の記念展を合わせて紹介しております。

20年を迎えました当館の活動を総括しまして、新たな一步に向けた布石にしたいと考えておりますので、この機会にぜひ郷土資料館に足をお運びいただきまして、ご覧いただければ幸いです。

報告は以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 文化担当の部署として、教育委員会の中で郷土資料館は規模が小さいのによくやっておられると主観的に思いますし、客観的にも神奈川県規模、全国規模で見ても同じことが言えるのではないかと思います。規模は小さいが、何十万もの来館者があったとのことですが、大磯のお客様は少ないように思われます。町外の方がよくご存知で、繰り返し来館されていると考えられます。大磯で関心の無い人は仕方が無いと思いますが、町外の方々に強くアピールして、外の方から大磯のアピールを行い関心を持って頂くいい機会になると考えます。絵葉書については、おじいさん、おばあさんにとっては懐かしいと思いますし、また違った視点で大磯を捉えることができます。学校でも夏休みに入ってしまったのですが、個人的にぜひ足を運んでくださいとアピールすると良いと思いますし、今までに来館したことのない方々を呼び込むと更に輪が広がると思います。

委員長) 郷土資料館で催し物が行われている際には、お年寄の中には足の不自由な方もおられますので、我が町内では老人会を結成した上は、若者が車でお連れしようという話も出ています。町内においても何度も足を運んでいる方々がいらっしゃると思いますが、全く行ったことが無い方々もおり、両極端になっている気がします。一度来館していただき、貴重な資料の存在を知れば変わると思います。

澤委員) アピールがあまり上手でないのだと思います。何の儲けにもつながらないからという言い方は良くないかもしれませんが、図書館は学校などで馴染みがあり、小さいお子さんも利用されています。郷土資料館も更に活用していただけるような努力をする必要はあると思います。

委員長) この図録もすばらしいですね。無料で配布するのはもったいないと思います。販売してはどうでしょうか。

生涯学習課長) 図録は無料配布ではなく、300円で販売します。

委員長) 300円以上の価値があると思います。資料提供していただいた方々には少し申し訳ない気もしますが。

生涯学習課長) 来館された方々に対しては、A4サイズのチラシを配布しております。

委員長) このチラシは、関係団体には送付されているのですか。

生涯学習課長) はい、されております。

原田委員) 開催にかかる経費分ぐらいは、有料にして得ることも考えていかないといけないかもしれませんね。

澤委員) 特別展の際には入館料を徴収すればという意見も以前にありましたが、可能なのでしょうか。

生涯学習課長) 特別展の開催にあたって、資料の貸し出し料等で経費がかかる場合には、若干の入場料を徴収することも考えているようですが、基本的には町で収蔵している資料の公開ということで開催しておりますので、特別展と冠しているものの、収蔵している資料を中心に公開しており、それでも費用がかからない訳ではないのですが、無料で開催している部分がございます。資料を保存し、収蔵しているだけでもコストはかかってくるので、特別展における入場料の徴収については、考えていかななくてはならない部分であります。

清田委員) チラシについてですが、コピーしたものを広報に挟み込んで周知するのも良いと思います。広報の文面だけですと、なかなか目が止まらない部分がありますので。

澤委員) 広報を読む方は限定されてしまいますので、掲示板に掲示するとよいかもしれません。掲示板でチラシを目にして何人の方が来館していただけるのかはわかりませんが、可能性を広げるという意味では効果があると思います。

委員長) 掲示板は町内に 102 箇所あります。姉妹都市協会の催し物の際に掲示板を利用したのですが、当日掲示板を見て来てくださった方がどれだけいるか聞いたのですが、意外と少ないものでした。しかし、0 人ではありませんので、利用するのも良いと思います。

清田委員) 郷土資料館の存在自体を知らない方々がいらっしゃるわけですが、城山公園に入るには正門の他に裏門がございます。そこに郷土資料館の看板等を設定すれば、通りすがりの人も足を運んでくださると思います。

生涯学習課長) 多くの方は小学生の時に一度は郷土資料館に足を運んでいると思います。しかし、展示内容が何年、何十年経過してもそのままの資料もございまして、再度来館して下さる方々が少ない現状にあります。郷土資料館においては、今年度の重点事業としてリニューアルプランの作成が挙げられております。開館から 20 年経過しましたので、全体的なリニューアルを考える必要があると思います。今後、費用のかかる展示替えをするのではなく、展示替えしやすいような配置を考え、5 年ほどで若干の更新ができると、長定期的に郷土資料館を訪れていただける方々も増えていくと考えております。

委員長) 郷土資料館に協力していただけるボランティアの募集をすると、人手のかかる展示替え時などに協力していただけると思うのですが。職員だけで行うのでは大変ですので、興味のある方々の力を借りて、更に展示内容のリニューアルをアピールすると良いと思います。

生涯学習課長) 「Collection 3 装いの大磯」につきましては、以前、民俗に親しむ会と

いう活動人数 11 人ほどのワークショップが開かれ、5 年ほど活動されてきて、収蔵資料の整理が終了しております。現在は、古文書の裏打ちの会というワークショップが開かれていて、昨年ですと延べ 11 回にわたって 70 名以上の参加がございました。その都度、テーマは異なりますがワークショップが開催されておりまして、こうした部分を前面に出して活かしていければと思います。

澤委員) 図書館は日常的にボランティアの方によって運営されている部分があります。それと同様に、あるテーマに沿って専門職員の指導のもと活動している良心的な取組みだと思うのですが、もっと日常的に展示内容のガイドをしてくださるボランティアの方々を設けることも良いと思います。また、郷土資料館の建物は少し閉鎖的な部分がありますので、城山公園を散策されている方を自然に呼び込むような案内板があっても良いと考えます。

委員長) 様々な意見をいただきましてありがとうございました。ぜひ今度の特別展もアピールしていただいて、多くの方々に来館していただければと考えます。大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

## その他

教育次長) 次回の定例会ですが、8 月 20 日の水曜日、場所は図書館で午前 9 時からとなっております。そして、7 月 26 日の土曜日ですが、大磯町立学校 PTA 連絡協議会が本庁舎 4 階第 1 会議室で午前 9 時 30 分からございますので、よろしく願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 8 月 20 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_